

4 スポーツ

(1) 推進体制

町民一人ひとりが生涯にわたって各年代に応じた体力・健康づくりに親しめるように、単位団体と連携し、定期的に会員募集のためのPRを行うとともに、団体内における指導者の養成に取り組んでいます。

(2) 幼児・青少年

スポーツを通じ、健康な心身の育成並びに体力増進を目的に、学校及びスポーツ団体と連携し、幼児・青少年の参加者増を図りながら各種大会等の開催に取り組みます。

(3) スポーツイベント

伝統となっている「南北海道駅伝競走大会」は、平成29年度において将来的な継続を念頭に、少ない競技役員の配置と交通安全に配慮した新コースに変更したところであり、平成31年度も実行委員会と協議を行いながら開催に向けて取り組んでいます。

恒例となっている「吉岡地区合同運動会」は、町内会及び学校と連携し、継続して開催します。

また、従来の高齢者ふれあいスポーツ大会と社会体育事業を包含して「町民ふれあいスポーツ大会」として開催します。



▲吉岡地区合同運動会

(4) 少年団体、成人団体

人口減少と少子化により団体の活動は厳しい現状にありますが、それぞれの団体及び学校等と連携し、団体の維持及び活性化に向けて協議を進めていきます。

(5) 体育施設

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者を増やすための取り組みを進めていきます。

また、3つの社会体育施設の指定管理者制度による管理運営については、導入に向けた課題整理等に取り組んでいます。

5 芸術文化、文化財

(1) 文化団体

文化団体協議会と連携を図

りながら、各文化団体の活動や新たな事業の企画などを検討するための協議を進めるとともに、各団体の運営や事業内容を支援していきます。

(2) 文化イベントなど

町民文化祭については、実行委員会と協議しながら、出店の掘り起しに努めます。また、文化団体協議会、認定子ども園福島保育所及び福島幼稚園の舞台部門への参加を呼びかけ、多くの方にご来場いただけるよう、開催に向けて取り組んでいます。

全町民に対しては、音楽を始めた芸術鑑賞会を開催します。小学生には、渡島西部四町の広域事業として取り組んでいる四町芸術鑑賞会を開催し、生の舞台公演を体験する機会を提供します。

(3) 文化財

先人が遺した財産として貴重な文化財については、文化財保護法の趣旨に基づき各保存団体等と連携し、保存・伝承・公開に努め、町民に文化財等保護の必要性を啓発していきます。

平成30年3月に国の重要無形民俗文化財に指定された「松前神楽」は、周知活動の強化と見学会、公演会及び学習会の開催に取り組んでいます。



▲千軒そばの花観賞会で披露される松前神楽



▲学芸員による円空仏の説明

平成30年2月にリニューアルオープンしたチロップ館については、埋蔵文化財や民俗資料を広く一般に展示公開し、社会教育施設として運営していきます。

「歴史図書」の発刊については、編集委員会の協力の下、平成31年度中に原稿の取りまとめを行い、2020年度の発刊に向けて取り組んでいます。

以上、第5次福島町総合計画における主な施策の概要を申し上げますが、表記以外の各事業についても、概ね前年度に引き続いた内容を計画していますので、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成31年度教育行政執行方針といたします。

6 地域間交流、国際化

(1) 友好市町との交流

友好市町との総合交流及び東京都墨田区への児童派遣に加え、本年度は新たに福島県スポーツ少年団を木曽町に派遣し、相撲少年団との交流を進める計画としています。

7 福島町教育大綱

「福島町教育大綱」は、平成31年度が最終年度となります。各施策の取組みを検証し、改定に向けて、町長と共同して取り組んでいます。

